

様

# け や き

宝塚けやきの里広報誌

## Vol.9

2020.12

発行/宝塚さざんか福祉会  
宝塚けやきの里



## Contents

- ・ごあいさつ
- ・今月、日中の様子
- ・学びの広場

## 今年もありがとうございました。

2020年の漢字は『密』だったようです。この漢字が表すように、今年には新型コロナウイルス（以下コロナ）に始まり、コロナで終わる状況で、皆様におかれましては様々な制限の中、大変ご苦勞をおかけしたと思います。宝塚けやきの里の活動においても、大きな行事は出来ませんでした。しかし、コロナ禍だから出来ることを職員一同が知恵を出し合い、一生懸命考えて、けやきパーティーなど、色々な新しい活動が出来た年でもありました。2021年も利用者一人ひとりの想いを大切に、これを共有し、その想いが実現できるように支援してまいりたいと思います。

所長 脇田 幸治

## 来年も宜しくお願い致します。

今年も残すところわずかとなりました。今年には新型コロナウイルス感染拡大による影響が各所に見られ、皆様におかれましては日々窮屈な思いをされていることだと思います。引き続き当事業所につきましても感染防止対策に努めて参ります。

新型コロナウイルスの収束を願いつつ、素敵な年を迎えることが出来たらと思います。そこで皆様から次年度の事業所運営やサービス提供についてご意見をお聞かせ願えたらと考えます。当事業所をご利用の皆様には別紙にてアンケート調査をさせていただきます。ご協力の程、宜しくお願い致します。

主任・サービス管理責任者 片山 翼

## 今月、日中の様子

### クリスマス会を実施しました！

12月16日（水）にクリスマス会を実施しました。利用者自治会を通して、利用者が企画段階から携わり、準備においても主体的に取り組んで頂きました。

なお当企画は宝塚市社会福祉協議会の善意銀行による助成を受け実施しています。



当日は三密にならないように配慮しながら、各フロアで考えたレクリエーションを行い、おやつ（手作りカップケーキ）の時間やクリスマスプレゼントをサンタクロースから皆様にお配りし、会を楽しみました。

### 基礎スキルを身につけよう

職員事務所にテレビモニターを設置し、夕方の連絡会で職員向けの勉強会を実施しています。現在、自閉症について理解を深める為に、初任者向けのDVD教材を用いて皆で学習しています。新任職員はもちろんのこと、中堅職員も基礎内容の振り返りを行うことで、実践の中での的確な支援が行えるよう努めて参ります。

### 障害者虐待防止に向けて

以下、「学びの広場」でも関連して記述しておりますが、12月の障害者週間に合わせて法人内で職員向けに「施設における障害者虐待防止チェックリスト」を実施しました。調査結果を具体的に数値化し、回答結果や傾向を分析しながら、皆で共有し虐待防止について検討しました。

# 学びの広場

8～11月にかけて障害者福祉について学んできました。今回は12月の障害者週間に合わせて障害者虐待防止について学んでいきましょう。当事業所においても9月から職員会議の時間を利用して学習の機会を設けています。この場でも障害者虐待防止について学んできました。当事業所職員にとっては内容が重複してしましますが、確認の機会として活用して頂けたらと思います。

ところで皆さん、“障害者週間”とはご存じでしょうか？平成16年6月の障害者基本法の改正により、国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、従来の「障害者の日」（12月9日）に代わるものとして設定されました。

「障害者週間」の期間は、毎年12月3日から12月9日までの1週間です。この期間を中心に、国、地方公共団体、関係団体等においては、様々な意識啓発に係る取組を展開します。

上記の通り、障害者週間について確認したところで、それでは本題に入っていきます。今回のテーマ障害者虐待防止について、まずは法制度から確認しておきます。

障害者虐待防止法は2011年に成立し、翌年2012年から施行されています。

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的としています。

同法において障害者とは身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものと定義されています。

また障害者虐待とは

- ①養護者による障害者虐待
- ②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
- ③使用者による障害者虐待

の3つを指します。

そして障害者虐待の類型は、次の5つで

- ①身体的虐待（障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること）
- ②放棄・放置（障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等による①③④の行為と同様の行為の放置等）
- ③心理的虐待（障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと）
- ④性的虐待（障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること）
- ⑤経済的虐待（障害者から不当に財産上の利益を得ること）

に分類されます。

紙面構成の関係上、今回は類型までに留めておきます。次回も続いて障害者虐待防止について考えていきます。（資料参考：厚生労働省 HP）

片山 翼

